

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 ( 2 0 1 7 年 ) 2 月 2 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

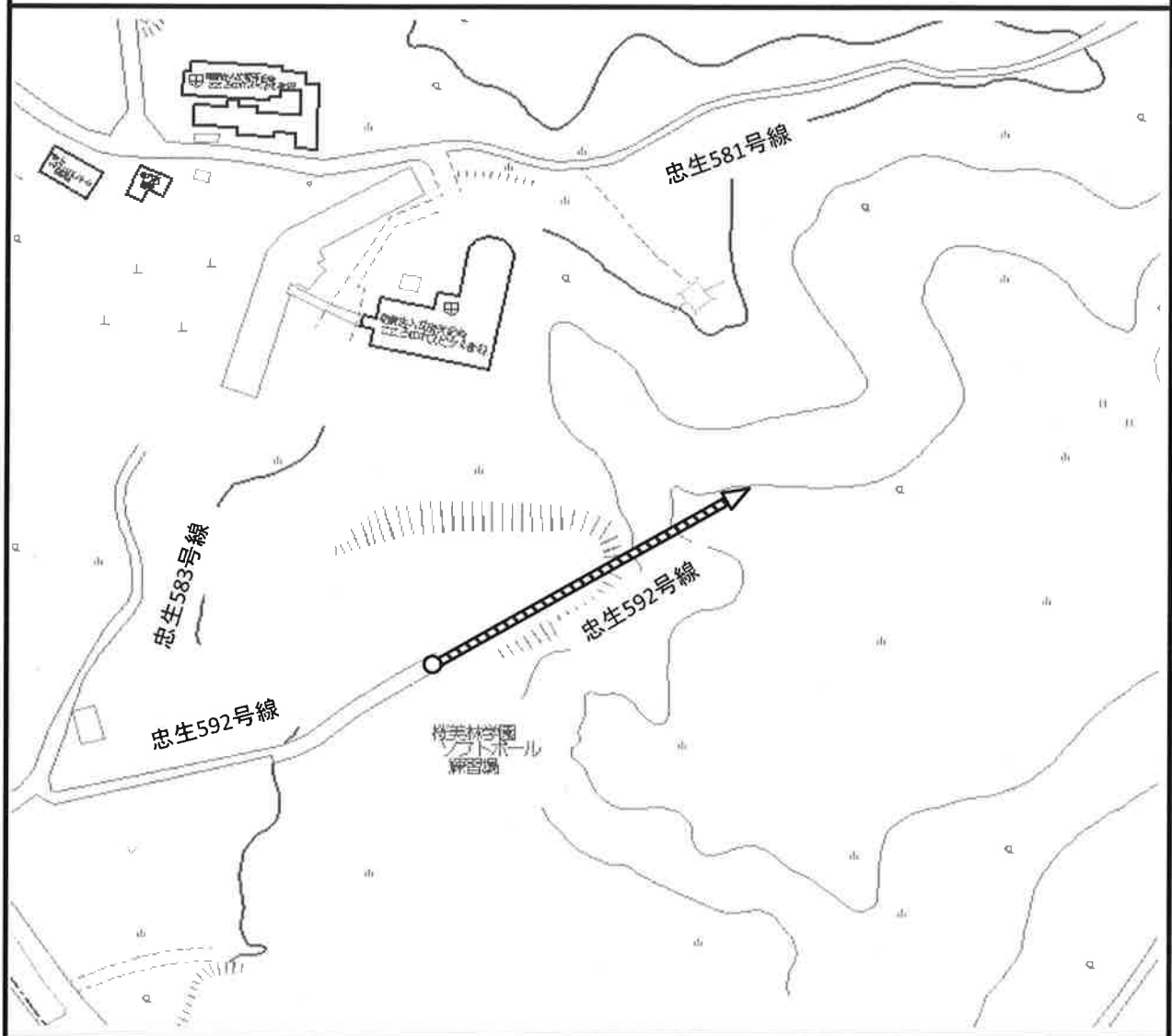
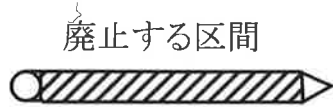
路線名	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)	備考
忠生 592号	上小山田町 2207番 地先	上小山田町 2209番 地先	1.82	49.60	別図 1
鶴川 329号	野津田町 1416番 地先	野津田町 1007番 地先	1.82	35.60	別図 2
南 1609号	鶴間三丁目 5番 1 地先	鶴間三丁目 7番 地先	8.00	310.20	別図 3
南 1610号	鶴間三丁目 6番 地先	鶴間三丁目 6番 地先	8.00	248.00	別図 3
南 1611号	鶴間三丁目 5番 1 地先	鶴間三丁目 5番 2 地先	8.00	79.00	別図 3
南 1624号	鶴間三丁目 4番 1 地先	鶴間三丁目 4番 2 地先	5.00	106.90	別図 3

### 説明

本件は、道路として機能のない路線及び土地区画整理事業の区域内に存する路線を廃止するものです。

# 市道路線の廃止略図

町田市上山田町 地内  
市道 忠生592号線(一部廃止)



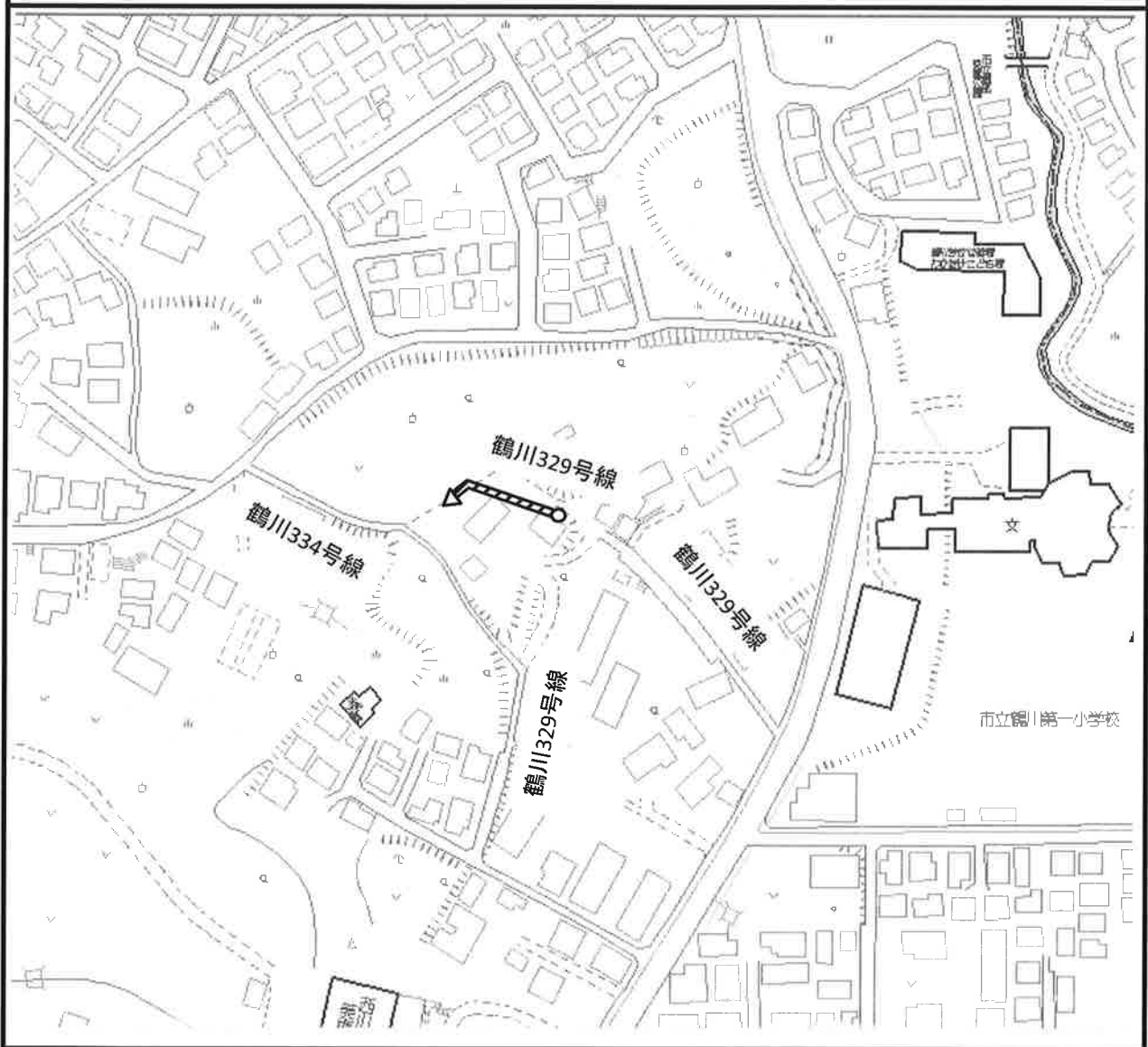
# 市道路線の廃止略図

町田市野津田町 地内

市道 鶴川329号線(一部廃止)



廃止する区間



# 市道路線の廃止略図

町田市鶴間三丁目 地内

市道 南1609号線、南1610号線

南1611号線、南1624号線



廃止する区間

